

## 12 農林水産業関係

### ア 農業・農産物等

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	17年度	18年度		
酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【農林水産業関係】エに移行)
農協の経済事業改革等の推進 (農林水産省)	a 全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)等において不正事件が累次にわたり発生していること等を踏まえ、農林水産省では全農に対し、その子会社を含め、事業・組織の在り方について見直しを行い、経済事業の主体を各単位農協と位置付け、複数段階での手数料を削除するなどコスト効率的な組織とすべく、平成17年10月に7回目の業務改善命令を発出し、全農より改善計画を提出させ指導しているところである。同改善計画は、全農の経済事業改革について、一定の期限を区切り数値目標等を設定させるものであるが、同改善計画の進捗状況を対外的に公表させるとともに、その成果を農林水産省が責任を持ってフォローアップする。		逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【農林水産業関係】イに移行)
	c 農協の監査については、平成16年の農業協同組合法改正を経て、全国農業協同組合中央会(以下「全中」という。)が一元的に実施しているが、一層の公平性、透明性を確保する観点から、全中監査の更なる第三者性の強化方策について検討する。		逐次検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【農林水産業関係】イに移行)
公正な競争条件の確保 (公正取引委員会)	不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	逐次実施				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【農林水産業関係】イに移行)
農協の不正な取引方法等への対応強化 (農林水産省)	b また、農協の指導機関である全中や実際に事業を行う全農が、上記ガイドラインを個別の事業に当てはめて、各農協がルールを逸脱することがないように分かりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずる。		結論	措置		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【農林水産業関係】イ bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
(農林水産省)	c さらに、不公正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について、農業協同組合法による行政処分も含め、適正に対処するよう所管行政庁において徹底する。				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【農林水産業関係】イ bに移行)
国産ビール大麦の品質規格の見直し (農林水産省)	国産ビール大麦の検査規格の見直しについては、関係者(生産者団体、実需者団体)の意向を聴取の上、データの整理を行い、関係者の技術レベルで同意が得られる項目について、順次、農産物検査法に基づく規格検討会を開催し、見直しを実施する。		関係者の同意が得られるものについて逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【農林水産業関係】エ に移行)

## イ 農地

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
農地制度の改革 (農林水産省)	新たな食料・農業・農村基本計画の策定作業に併せ、農地制度の改革は、利害関係者が多岐にわたる国民的な課題であることを踏まえ、国民各層からの意見を聴取した上で、総合的な検討を実施し、所要の措置を講ずる。検討に当たっては、耕作者主義、農地制度の体系的・抜本的な見直し、農地の利用実態の的確な把握など総合規制改革会議第3次答申で明示した論点に十分留意する。 【農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成17年法律第53号)】	一部措置済	逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【農林水産業関係】ア に移行)